

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項に基づき、「第三期次世代育成支援行動計画」について、平成28年度中（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に実施した取組状況を公表するもの

## 1 主な取組

- (1) 男性の子育て目的の休暇の取得促進  
子どもの出産、子育て期における「親子の時間」を大切にするとともに、出産後の配偶者をサポートするため、休暇制度を周知徹底するなど、男性職員の子育て目的の休暇取得を促進した結果、男性職員の育児参加休暇取得率が23.0%となり、目標に掲げる15%を大幅に上回った。
- (2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等  
育児休業等を取得しやすい環境整備を推進した結果、女性職員の育児休業取得率は、100%であった。
- (3) 夏季における年次休暇等の取得奨励  
6月1日から10月31日までを夏季における年次休暇等の取得奨励期間に設定し、取得向上を図った結果、一人当たりの平均取得日数が7.37日となり、前年比プラス2.47日と増加した。
- (4) 業務の合理化・効率化の推進  
職員の時間外勤務の縮減に資するため、報告手続の簡素化や専決の実施など、業務の合理化・効率化を推進した。
- (5) 余暇活動への支援  
職員の職業生活と家庭生活の両立を支援し、職員の能力を発揮させることを目的として、夏期における時差出勤勤務を実施したほか、子どもと共に過ごす余暇活動の充実を図るため、共済組合や互助会と連携し、遊園地を始めとするレジャー・スポーツ施設を利用する際の助成等を推進した。

## 2 各種制度の運用状況（前年同期比）

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| (1) 女性職員の育児休業取得率   | 100%（±0）      |
| (2) 配偶者出産休暇取得率     | 43.8%（-3.6P）  |
| (3) 男性職員の育児参加休暇取得率 | 23.0%（+12.2P） |
| (4) 年次有給休暇取得日数     | 7.2日（+1.7日）   |

## 3 今後の取組

幹部を始めとする全職員の意識付けを図り、休暇を取得しやすい雰囲気づくりに努め、職員が子どもを産みやすい、育てやすい職場環境の整備を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援していく。